

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	19	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	特定外国子会社等に係る課税の特例措置（外国子会社合算税制）の見直し	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>国外への不当な所得移転及び租税回避を防止するため、租税負担割合がトリガー税率（当該税制の対象となる閾値）の水準以下となる国・地域に設置された外国子会社について、適用除外基準を満たしていない（経済合理性のある事業を行っていない）場合には、当該外国子会社の所得を日本親会社の所得に合算して課税する。</p> <p>また、適用除外基準を満たしていたとしても、資産性所得（保有割合10%未満の株式の配当やキャピタルゲイン、債券利子、使用料等）を有している場合には、当該資産性所得のみ合算して課税する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>世界的な法人税率の引下げ（例：イギリスが2015年から20%）の流れを踏まえ、我が国企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクや負担を除去し、海外展開を後押しするため、トリガー税率の現行水準（20%）の18%への引き下げによる制度の適正化を行う。</p>	
関係条文	租税特別措置法第66条の6～9、施行令第39条の14～20等	
減収見込額	[初年度] — () [平年度] — () [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>我が国経済を活性化させていくためには、我が国企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらに海外で得た収益を国内に還流することが重要である。そのためには、海外展開と資金還流を同時に推進することが不可欠である。</p> <p>したがって、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している我が国企業の健全な事業活動における税制面でのリスクや負担を除去し、海外展開をより一層円滑化していく観点から、外国子会社合算税制の見直しを行う。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>我が国企業の多くは、海外に子会社を有してグローバルに事業を展開している。海外に子会社を有している我が国企業において、当該子会社の租税負担割合が一定水準（トリガー税率：現行20%）以下となる場合には、外国子会社合算税制が適用される可能性がある。しかし、近年、世界的な法人税率の引下げにより、法人税率が20%となる国が増加している（例：タイが2013年1月から、イギリスが2015年4月から20%となる）。その結果、これらの国に所在する我が国企業の外国子会社の租税負担割合が現行のトリガー税率（20%）以下となり、例えばタイ・イギリス等に所在する子会社が一律に本税制の対象となりうることから、合算課税を受けるか否かに関わらず、適用除外基準の充足や資産性所得の発生の有無等を確認するための事務負担が増大する。</p> <p>こうした事務負担は、我が国企業の海外進出にとって阻害要因となる恐れがあることから、外国子会社合算税制について所要の見直しを図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済政策
	政策の達成目標	我が国企業の海外展開の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	我が国企業の海外展開の円滑化
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクや負担を除去し、海外展開を後押しすることが可能となる。 特に、法人税率が20%に引き下げられるタイ及びイギリスに存在する我が国企業の現地法人約2,200社(タイ:約1,530社、イギリス:約670社)について、事務負担の増加を抑制することが可能となり、今後も引き続き海外展開を後押しすることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。
	ページ	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、我が国企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国企業の海外展開の円滑化及び我が国への資金環流の促進</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 22 年 拡充（トリガー税率引下げ（25%→20%） （適用対象法人の範囲の縮小） （適用除外基準に係る特例の創設） 平成 25 年 拡充（無税国における外国税額控除の見直し）</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>